

○飯塚市立図書館団体貸出及び特別貸出に関する取扱要綱

平成22年3月10日

飯塚市教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市立図書館条例施行規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、規則第10条に規定する団体貸出し及び特別貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる団体等)

第2条 規則第10条に規定する本市で活動する団体及び本市に所在する各機関(以下「団体等」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 本市の区域にその活動の本拠地を置き、本市の区域内を専らその活動の範囲としていること。
- (2) 団体の設立目的が教育、福祉、文化の向上に寄与するものであること。
- (3) 資料の利用により、その団体等の活動に多大の効果が見込まれ、かつ、その利用に継続性があること。

(団体貸出用利用者カードの有効期限)

第3条 規則第11条第2項の団体貸出し専用の利用者カード(以下「利用者カード」という。)の有効期限は、登録日の属する年度末とする。

2 前項の有効期限は、更新できるものとする。

3 第1項の規定は、前項の更新の対象者確認について、準用する。

(利用者カードの返還)

第4条 利用者カードの交付を受けた団体等は、第2条に規定する要件に該当しなくなったとき、又は前条第1項の期限が到来したときは、当該利用者カードを館長に返納しなければならない。

(再交付に要する実費額の免除)

第5条 利用者カードの再交付に要する実費額については、天災、火災、盗難、その他不可抗力と認められる場合は、免除することができる。

2 前項に該当するものであるときは、その証する書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(団体貸出の条件)

第5条 団体貸出用の資料は、図書館が団体貸出用として登録したものとする。

2 団体貸出しの場合の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 学校図書館及び学校に対する貸出し

ア 貸出冊数 1回の貸出しにつき300冊以内

イ 貸出期間 1学期

(2) 前号に掲げるもの以外の貸出し

ア 貸出冊数 1回の貸出しにつき100冊以内

イ 貸出期間 2月以内

(特別貸出の条件)

第6条 特別貸出用の資料は、次のとおりとする。

(1) 一般貸出用の資料全般(団体貸出用の資料を含む。以下「一般資料」という。)

(2) 図書館がお話し会備品として登録したもの(以下「お話し会備品」という。)

(3) 禁帯出資料

2 特別貸出しの場合の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。

(1) 一般資料

ア 貸出冊数 1回の貸出しにつき20冊以内

イ 貸出期間 2週間以内

(2) お話し会備品

ア 貸出冊数 原則として1回の貸出しにつき種類ごとに3点以内

イ 貸出期間 2週間以内

(3) 禁帯出資料

ア 貸出冊数 無制限

イ 貸出期間 2週間以内

(補則)

第7条 この告示に用いる書類の様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。